



* 0 1 *

指 定 番 号

新年度の市・県民税を、6月分（7/10 納期）から
5月分（6/10 納期）まで

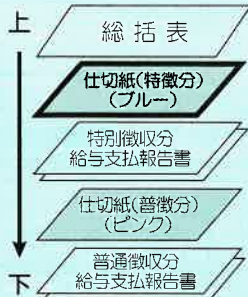
仕切紙（特徴分）

特別徴収（給与から天引）する方

■ 報告人数を記載してください。

一般（在職者）

人



1 「特別徴収」（特徴）

「特別徴収」は事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）に代わり、毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。法人・個人を問わず、事業主は「特別徴収義務者」として原則全ての従業員等について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

2 税額計算について

所得税の源泉徴収とは異なり、市が各個人の税額を計算し、特別徴収義務者にお知らせします。したがって事業主（給与支払者）自らが税額の計算を行う必要はありません。併せて納付書も送付します。

3 異動届出書について

特別徴収対象の従業員等に退職、休職又は転勤等の異動が生じた場合は、すみやかに異動届出書を提出してください。なお、各種異動届出書の用紙は特別徴収義務者へ後日送付します。

4 退職者が再就職し、特別徴収を希望する場合

退職者が同じ事業主（給与支払者）に再就職し、新年度の特別徴収を希望する場合は、給与支払報告書の中途就・退職欄に退職日を記載せずに提出するか、再就職者である旨を明記してください。

※ 給与支払報告書（個人別明細書）は、この仕切紙を使用して「特別徴収分」と「普通徴収分」に分類してください。